告示

○総務省告示第二百五十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の誘導式読み書き通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月五日

総務大臣　新藤　義孝

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
アドバリーシステム株式会社	ＡＲＦ―7320	第ＪＣ―12002号
レノボ・ジャパン株式会社	T77H395	第ＡＣ―12060号
ヨスアイアイ・データサービス株式会社	ＰＣＢ―ＡＳＳＹ―Ｈ091Ｒ	第ＡＣ―12061号
株式会社ヨンパシ	MT760	第ＡＣ―12062号
サムスン電子ジャパン株式会社	ＧＴ―Ｐ8110	第ＡＣ―12063号
株式会社マクニカ	ＢCM920791U1QFNKITI	第ＡＣ―12064号
東京通信機工業株式会社	Ｐ　Ｃ　―1080202	第ＡＣ―12065号
ＡＳＵＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社	ME370TG	第ＡＣ―12066号
ジック株式会社	ＲＦＨ630	第ＡＣ―12067号
株式会社マースエンジニアリング	ＦＲＩ―3200	第ＡＣ―12068号
株式会社ＵＫＣヨレクアロニクス	ＵＦ―Ｎ933Ｍ（ＷＳ）	第ＡＣ―12069号
日本電気株式会社	Ｎ8368 ― Ｐ0036Ｓ31	第ＡＣ―12070号
〃	Ｎ8368 ― Ｐ0036Ｓ32	第ＡＣ―12071号
〃	Ｎ8368 ― Ｐ0036Ｓ33	第ＡＣ―12072号
株式会社ヨンパシ	ＢＰ50	第ＡＣ―12073号
ジーヨルサイヨンス株式会社	NM28―Ｂ―５Ｖ／ＱＰ10	第ＡＣ―12074号
〃	NM28―Ｃ―５Ｖ／ＱＰ10	第ＡＣ―12075号
キヤノン株式会社	ＮＴＤＤ11208	第ＡＣ―12076号
株式会社ＳＹＮＣＨＲＯ	ＶＰ―ＩＩＸ	第ＡＣ―12077号
トッパン・フォームズ株式会社	ＴＲ33ＭＵＥ014	第ＡＣ―13001号
日本電気株式会社	ＶＲＷ―01Ａ	第ＡＣ―13002号
株式会社サーランド・アイヨヌイー	ＤＥ―ＢＮＰＡ	第ＡＣ―13003号
〃	ＤＲＡＧＯＮ	第ＡＣ―13004号
サクサ株式会社	ＣＮＯ―912―0101Ｔ	第ＡＣ―13005号
大日本印刷株式会社	N8384	第ＡＣ―13006号
株式会社内田洋行	ＥＲ100	第ＡＣ―13007号
Ａｄｖａｎｃｅｄ　Ｃａｒｄ　Ｓｙｓｔｅｍｓ　Ｊａｐａｎ株式会社	ＡＣＲ122Ｕ	第ＡＣ―13008号
ジーヨルサイヨンス株式会社	TM10―Ｂ／ＱＱ	第ＡＣ―13009号
トッパン・フォームズ株式会社	ＴＣ63ＣＵＴ020	第ＡＣ―13010号
Ａｄｖａｎｃｅｄ　Ｃａｒｄ　Ｓｙｓｔｅｍｓ　Ｊａｐａｎ株式会社	ＡＣＲ1251Ｕ	第ＡＣ―13011号
日本ヒューレット・パッカード株式会社	ＨＳＴＮＮ―Ｗ91Ｃ	第ＡＣ―13012号
株式会社アートファイネックス	ＡＴ1620	第ＤＣ―12001号
株式会社ヨフ・イー・シー	ＦＲＷＡ―Ｃ03ＰＡ	第ＤＣ―12002号
株式会社アートファイネックス	ＡＴ1620Ｍ	第ＤＣ―12003号
〃	ＡＲＩ3020Ｍ3	第ＤＣ―13001号
パナソニック株式会社	ＲＩ12Ｂ	第ＥＣ―12011号
オムロン株式会社	Ｖ680Ｓ―ＨＭＤ66―ＥＴＮ	第ＥＣ―12012号
日立マクセル株式会社	Ｍ―1500	第ＥＣ―12013号
任天堂株式会社	ＣＴＲ―001	第ＥＣ―12014号
パナソニックシステムネットワークス株式会社	ＪＴ―Ｂ１ＡＰＡＡＡＢＪ	第ＨＣ―12019号
〃	ＪＴ―Ｂ１ＡＰＡＡＺＢＪ	第ＨＣ―12020号
〃	ＪＴ―Ｒ570ＣＲ―10	第ＨＣ―13001号
〃	ＪＴ―Ｒ570ＣＲ―20	第ＨＣ―13002号

○総務省告示第二百五十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月五日

総務大臣　新藤　義孝

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
テセラ・テクノロジー株式会社	ＴＳＤ―ＭＣ10260Ａ―ＰＬＣ―Ｂ	第ＡＨ―12017号
〃	ＴＳＤ―ＭＣ10260Ａ―ＰＬＣ―Ｃ	第ＡＨ―12018号
〃	ＴＳＤ―ＭＣ10260Ａ―ＰＬＣ―Ｅ	第ＡＨ―12019号
〃	ＴＳＤ―ＰＬＣ―Ｆ	第ＡＨ―13001号

○総務省告示第二百五十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月五日

総務大臣　新藤　義孝

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
株式会社メガチップス	ＢＤ２―ＰＬＣ	第ＥＴ―13001号

○総務省告示第二百五十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波洗浄機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月五日

総務大臣　新藤　義孝

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
東京超音波技研株式会社	ＵＰ―4001―40	第ＡＵ―13001号
株式会社ヨクセルカイジョー	200Ｇ型発振器	第ＢＵ―12008号
株式会社ヨスヨヌディ	ＭＤ―10Ｓ	第ＢＵ―12009号
〃	ＭＤ―18Ｓ	第ＢＵ―12010号
〃	ＭＤ―30Ｓ	第ＢＵ―12011号
株式会社ヨクセルカイジョー	300Ｇ型発振器	第ＢＵ―12012号
〃	400Ｇ型発振器	第ＢＵ―12013号
チヨダヨレクアニリック株式会社	ＧＰ0602	第ＢＵ―12014号
〃	ＧＰ0604	第ＢＵ―12015号
〃	ＧＰ1202	第ＢＵ―12016号
〃	ＧＰ1204	第ＢＵ―12017号
株式会社鹿児島超音波総合研究所	ＬＥＶ―100Ｎ	第ＨＵ―12001号
〃	ＬＥＶ―200Ｎ	第ＨＵ―12002号
〃	ＬＥＶ―400Ｎ	第ＨＵ―12003号